

## 管内設計労務単価(基準額)の運用について

表記について、令和6年3月から適用する石工、ブロック工、潜水連絡員、板金工、タイル工、建具工、建築ブロック工の運用について以下のとおり定めます。

所定労働時間内8時間当たりの単価（円）

都道府県名	石工	ブロック工	潜水連絡員	板金工	タイル工	建具工	建築 ブロック工
福井県	34,900	[29,300]	[27,200]	[26,900]	23,400	[26,700]	26,700
滋賀県	35,800	[29,000]	[28,300]	[26,900]	23,200	[26,800]	27,700
京都府	36,700	29,400	[28,300]	[27,500]	23,300	26,700	29,100
大阪府	35,600	29,200	28,200	27,700	23,300	26,700	29,000
兵庫県	37,200	[28,900]	28,200	[28,000]	23,300	26,700	28,500
奈良県	36,700	29,400	[28,300]	[27,500]	23,300	26,700	28,400
和歌山県	36,700	29,400	[28,300]	[27,600]	23,300	26,700	27,900

※「〔 〕」については国土交通本省HPにて設定済み。詳細は下記URLにて確認下さい。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugvo14\\_hh\\_000001\\_00204.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugvo14_hh_000001_00204.html)

※三重県・岐阜県の運用単価については、中部地方整備局HPにて確認下さい。